

## 3月中に国民健康保険に関する届出をされた皆様へ

国民健康保険料につきまして、システムの年度切り替えのため、3月中は保険料の変更を行うことが出来ません。

今回の届出により、3月期以前の保険料が変更となる方につきましては、令和8年4月15日以降に保険料変更の通知書を送付します。

### 【納付書払いの方】

- ◎ **未納がある方** (3月期含む) → 4月中旬に、新しい保険料通知と納付書を送付します。納期限が過ぎていますが、使用可能です。金融機関でお支払いをお願いします。  
(※お支払いの時期によっては督促状が届く場合もございます。ご了承ください。)

- ◎ **完納されている方** → 4月中旬に新しい保険料通知を送付します。還付が発生する場合は、2～3か月後を目途に還付通知を送付しますので、しばらくお待ちください。

### 【口座振替の方】

4月中旬に新しい保険料通知を送付します。

3月期分の保険料額を変更することが出来ないため、当初の保険料額が引落しされます。

還付が発生する場合は、2～3か月後に還付通知が送付されますので、しばらくお待ちください。

時期によっては、3月分の引落しを止めることが出来ますので、ご希望の場合はご相談ください。

### (問い合わせ先)

保険年金課	東区	092-645-1102
	博多区	092-419-1118
	中央区	092-718-1124
	南区	092-559-5152
	城南区	092-833-4123
	早良区	092-833-4372
	西区	092-895-7090
	西部出張所	092-806-9432
	入部出張所	092-804-2014